

令和4年8月31日

# 建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第115号

川崎市都市公園条例等の一部を改正する  
条例の制定について

建設緑政局

# 川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の概要

使用料及び手数料の全庁的な見直しに伴い、都市公園の使用料の額及び利用料金の上  
限額を改定するため改正するもの

## 2 改正の主な内容

### (1) 標準的受益者負担割合と乖離がある使用料の改定

野外音楽堂の平成27年度から平成30年度の受益者負担割合（平均32.2%）につ  
いて、本市が定めた「使用料・手数料の設定基準」に基づき、野外音楽堂に設定された  
区分の標準的受益者負担割合（25%）と概ね同程度とするため、施設の使用料を現行  
の「7,800円」から「6,350円」へ引下げを行うもの。

### (2) 消費税率引上げによる消費税相当分の改定

一般会計における使用料・手数料については、令和元年10月の消費税率の引上げに  
あわせて消費税相当分の料金引上げを実施していないため、現行の使用料等に引上げ分  
の負担を転嫁するもの。

## 3 改正一覧

別紙のとおり

## 4 施行期日

令和5年4月1日から施行。ただし、条例第2条については、公布の日から施行。

# 改正単価一覧表

			単位		現行単価	改正単価
第 都 3 市 条 公 第 園 6 条 項 例	行為許可	行商、募金その他これらに類する行為	1日につき		1,000	<b>1,010</b>
	行為許可	業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	1日につき		10,000	<b>10,180</b>
	行為許可	競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1日につき		2,500	<b>2,540</b>
都 市 公 園 条 例 第 8 条 第 1 項	有料施設の使用料	陸上競技場	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	26,000	<b>26,480</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場照明施設	1回（1時間以内）全点灯	専用使用料	102,000	<b>103,880</b>
	有料施設の使用料		1回（1時間以内）4分の3点灯	専用使用料	76,500	<b>77,910</b>
	有料施設の使用料		1回（1時間以内）2分の1点灯	専用使用料	51,000	<b>51,940</b>
	有料施設の使用料		1回（1時間以内）4分の1点灯	専用使用料	25,500	<b>25,970</b>
	有料施設の使用料		陸上競技場第1特別室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	18,000
	有料施設の使用料	陸上競技場第2特別室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	6,000	<b>6,110</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場第3特別室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	13,000	<b>13,240</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場第4特別室	1回（4時間以内）	専用使用料	24,000	<b>24,440</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場会議室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	6,000	<b>6,110</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場シャワー室	1箇所1回	専用使用料	3,000	<b>3,050</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場ロッカー室	1箇所1回	専用使用料	3,000	<b>3,050</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場関係者室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	10,000	<b>10,180</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場練習室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	4,000	<b>4,070</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場多目的室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	6,000	<b>6,110</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場放送室	1回（4時間以内）	専用使用料	3,000	<b>3,050</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	6,000	<b>6,110</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場大型映像装置	1箇所1日1回	専用使用料	50,000	<b>50,920</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場写真判定室	1日1回	専用使用料	18,000	<b>18,330</b>
	有料施設の使用料	補助競技場	1回（4時間以内）	専用使用料	5,000	<b>5,090</b>
	有料施設の使用料	運動広場	1回（1時間以内）	専用使用料	1,000	<b>1,010</b>
	有料施設の使用料	野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除	／1箇所／1回／（2時間以内）	専用使用料	2,500	<b>2,540</b>
	有料施設の使用料	野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。）	／1箇所／1回／（1時間以内）	専用使用料	6,000	<b>6,110</b>
	有料施設の使用料	サッカー場	／1箇所／1回／（2時間以内）	専用使用料	2,500	<b>2,540</b>
	有料施設の使用料	サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	専用使用料	1,500	<b>1,520</b>
	有料施設の使用料	テニスコート（大師公園に設けるものを除く）	／1面／1回／（1時間以内）	専用使用料	750	<b>760</b>
	有料施設の使用料	テニスコート照明施設	同（同）	専用使用料	800	<b>810</b>
	有料施設の使用料	相撲場	1回（4時間以内）	専用使用料	5,000	<b>5,090</b>
	有料施設の使用料	水泳プール	／1箇所／1回／（4時間以内）	専用使用料	18,000	<b>18,330</b>
	有料施設の使用料	釣池	1人1回	個人使用料	750	<b>760</b>
	有料施設の使用料	野外音楽堂	1回（4時間以内）	専用使用料	7,800	<b>6,350</b>
	有料施設の使用料	陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の	使用料に1日1件につき50,000円を加算した額		50,000	<b>50,920</b>

		単位		現行単価	改正単価
都市公園条例第8条の2第3項	利用料金	野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、及び池上新田公園に設けるものに限る）	1箇所1回（2時間以内）	2,500	<b>2,540</b>
	利用料金	球技場(全面利用 4分の3利用)	1回（1時間以内）	18,140	<b>18,470</b>
	利用料金	球技場(全面利用 半面利用)	1回（1時間以内）	17,280	<b>17,600</b>
	利用料金	球技場（4分の1利用）	1回（1時間以内）	8,640	<b>8,800</b>
	利用料金	球技場（入場料等を徴収する場合）	1回（1時間以内）	33,230	<b>33,840</b>
	利用料金	球技場照明施設	1基1回（1時間以内）	10,800	<b>11,000</b>
	利用料金	球技場特別室	1箇所1回（1時間以内）	1,620	<b>1,650</b>
	利用料金	球技場放送室	1回（1時間以内）	1,510	<b>1,530</b>
	利用料金	球技場テレビ・ラジオ中継室	1回（1時間以内）	1,510	<b>1,530</b>
	利用料金	球技場関係者室	1箇所1回（1時間以内）	1,080	<b>1,100</b>
	利用料金	多目的屋内施設会議室	1箇所1回（1時間以内）	1,850	<b>1,880</b>
	利用料金	多目的屋内施設シャワー室	1箇所1回（1時間以内）	8,640	<b>8,800</b>
	利用料金	多目的屋内施設ロッカー室	1箇所1回（1時間以内）	930	<b>940</b>
	利用料金	多目的屋内施設多目的室	1箇所1回（1時間以内）	2,470	<b>2,510</b>
	利用料金	野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る）	1箇所1回（1時間以内）	6,000	<b>6,110</b>
	利用料金	テニスコート（大師公園）	1面1回（1時間以内）	750	<b>760</b>
	利用料金	相撲場（入場料を徴収しない場合）	1回（4時間以内）	専用利用 5,000	<b>5,090</b>
利用料金	相撲場（入場料を徴収する場合）	1回（4時間以内）	専用利用 30,000	<b>30,540</b>	
利用料金	クラブハウス関係者室	1回（1時間以内）	1,580	<b>1,600</b>	

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設、行為の内容その他指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。</p> <p>6 市長は、第1項の許可を受けて都市公園を使用する者から次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設、行為の内容その他指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。</p> <p>6 市長は、第1項の許可を受けて都市公園を使用する者から次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額			
区分	単位	金額											
区分	単位	金額											

改正後			改正前		
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	<u>1,010円</u>	行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	<u>1,000円</u>
業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	1日につき	<u>10,180円</u>	業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	1日につき	<u>10,000円</u>
興行	1日1平方メートルにつき	10円	興行	1日1平方メートルにつき	10円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1日につき	<u>2,540円</u>	競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1日につき	<u>2,500円</u>
備考 使用料の額を算出する基礎となる面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。			備考 使用料の額を算出する基礎となる面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。		

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回	<u>26,480</u>	1人1回	18歳以上の者 200円
	／（4時間以内）	<u>円</u>		13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。）

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回	<u>26,000</u>	1人1回	18歳以上の者 200円
	／（4時間以内）	<u>円</u>		13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。）

改正後					改正前				
				100円					100円
陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	<u>103,880</u> 円		陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	<u>102,000</u> 円	
		4分の3 点灯	<u>77,910</u> 円				4分の3 点灯	<u>76,500</u> 円	
		2分の1 点灯	<u>51,940</u> 円				2分の1 点灯	<u>51,000</u> 円	
		4分の1 点灯	<u>25,970</u> 円				4分の1 点灯	<u>25,500</u> 円	
陸上競技場 第1特別室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	<u>18,330</u> 円		陸上競技場 第1特別室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	<u>18,000</u> 円			
陸上競技場 第2特別室	同(同)	<u>6,110円</u>		陸上競技場 第2特別室	同(同)	<u>6,000円</u>			
陸上競技場 第3特別室	同(同)	<u>13,240</u> 円		陸上競技場 第3特別室	同(同)	<u>13,000</u> 円			
陸上競技場 第4特別室	1回(同)	<u>24,440</u> 円		陸上競技場 第4特別室	1回(同)	<u>24,000</u> 円			
陸上競技場 会議室	／ 1箇所／ 1回 ／ (同)	<u>6,110円</u>		陸上競技場 会議室	／ 1箇所／ 1回 ／ (同)	<u>6,000円</u>			
陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	<u>3,050円</u>		陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	<u>3,000円</u>			
陸上競技場 ロッカー室	同	<u>3,050円</u>		陸上競技場 ロッカー室	同	<u>3,000円</u>			
陸上競技場 関係者室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	<u>10,180</u> 円		陸上競技場 関係者室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	<u>10,000</u> 円			
陸上競技場 練習室	同(同)	<u>4,070円</u>		陸上競技場 練習室	同(同)	<u>4,000円</u>			

改正後					改正前				
陸上競技場 多目的室	同（同）	<u>6,110円</u>			陸上競技場 多目的室	同（同）	<u>6,000円</u>		
陸上競技場 放送室	1回（同）	<u>3,050円</u>			陸上競技場 放送室	1回（同）	<u>3,000円</u>		
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	<u>6,110円</u>			陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	<u>6,000円</u>		
陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	<u>50,920円</u>			陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	<u>50,000円</u>		
陸上競技場 写真判定室	1日1回	<u>18,330円</u>			陸上競技場 写真判定室	1日1回	<u>18,000円</u>		
補助競技場	1回（4時間以 内）	<u>5,090円</u>	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円	補助競技場	1回（4時間以 内）	<u>5,000円</u>	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
運動広場	同（1時間以内）	<u>1,010円</u>			運動広場	同（1時間以内）	<u>1,000円</u>		
野球場 （等々力緑 地に設ける ものに限 る。）	／ 1箇所／ 1回 ／（2時間以内）	11,500 円			野球場 （等々力緑 地に設ける ものに限 る。）	／ 1箇所／ 1回 ／（2時間以内）	11,500 円		
野球場（富 士見公園、 大師公園、 小田公園、 桜川公園、	同（同）	<u>2,540円</u>			野球場（富 士見公園、 大師公園、 小田公園、 桜川公園、	同（同）	<u>2,500円</u>		

改正後					改正前				
池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)					池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)				
野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。)	同（1時間以内）	<u>6,110円</u>			野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。)	同（1時間以内）	<u>6,000円</u>		
野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円			野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円		
野球場シャワー室	／1箇所／1回／	2,400円			野球場シャワー室	／1箇所／1回／	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円			野球場ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室	／1箇所／1回／（4時間以内）	4,300円			野球場関係者室	／1箇所／1回／（4時間以内）	4,300円		
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円			屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円		
サッカー場	／1箇所／1回／（2時間以内）	<u>2,540円</u>			サッカー場	／1箇所／1回／（2時間以内）	<u>2,500円</u>		
サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	<u>1,520円</u>			サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	<u>1,500円</u>		
テニスコート（大師公園に設ける	／1面／1回／ <u>(同)</u>	<u>760円</u>			テニスコート（大師公園に設ける	／1面／1回／ <u>(1時間以内)</u>	<u>750円</u>		

改正後					改正前				
ものを除く。)					ものを除く。)				
テニスコート照明施設	同 (同)	810円			テニスコート照明施設	同 (同)	800円		
バレーボール場	同 (同)	750円			バレーボール場	同 (同)	750円		
相撲場	1回 (4時間以内)	5,090円	1人1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	相撲場	1回 (4時間以内)	5,000円	1人1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
水泳プール	1箇所 / 1回 / (同)	18,330円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円	水泳プール	1箇所 / 1回 / (同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 760円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1回 (4時間以内)	6,350円			野外音楽堂	1回 (4時間以内)	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入				

改正後			改正前		
<p>場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>			<p>場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>		
<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>			<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>		
<p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>			<p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>		
<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>		
<p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>			<p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>		
種別	単位	金額	種別	単位	金額

改正後				改正前				
パークボール場		1人1回		500円		500円		
バーベキュー広場		1人1日		6歳以上の者 500円		6歳以上の者 500円		
ゴルフ場		1人1回		19,900円		19,900円		
野球場(富士見公園、 大師公園、小田公園、 桜川公園及び池上新 田公園に設けるもの に限る。)		1箇所 (2時間以内) 1回		<u>2,540円</u>		<u>2,500円</u>		
球技 場	入場 料そ の他 これ に類 する 料金 を徴 収し ない 場合	全面 利用 4分 の3 面利 用	1回(1時間以内)	<u>18,470円</u>		1回(1時間以内)		<u>18,140円</u>
		半面 利用	同(同)	<u>17,600円</u>		同(同)		<u>17,280円</u>
		4分 の1 面利 用	同(同)	<u>8,800円</u>		同(同)		<u>8,640円</u>
	入場料その他 これに類する 料金を徴収す る場合	同(同)	<u>33,840円</u>		同(同)		<u>33,230円</u>	
球技場照明施設		1基 (同) 1回		<u>11,000円</u>		1基 (同) 1回		<u>10,800円</u>

改正後					改正前					
球技場特別室		1箇所 (同) 1回		1,650円	球技場特別室		1箇所 (同) 1回		1,620円	
球技場放送室		1回 (同)		1,530円	球技場放送室		1回 (同)		1,510円	
球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)		1,530円	球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)		1,510円	
球技場関係者室		1箇所 (同) 1回		1,100円	球技場関係者室		1箇所 (同) 1回		1,080円	
多目的屋内施設会議室		同 (同)		1,880円	多目的屋内施設会議室		同 (同)		1,850円	
多目的屋内施設シャワー室		同 (同)		8,800円	多目的屋内施設シャワー室		同 (同)		8,640円	
多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)		940円	多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)		930円	
多目的屋内施設多目的室		同 (同)		2,510円	多目的屋内施設多目的室		同 (同)		2,470円	
野球場照明施設 (大師公園に設けるものに限る。)		同 (同)		6,110円	野球場照明施設 (大師公園に設けるものに限る。)		同 (同)		6,000円	
テニスコート (大師公園に設けるものに限る。)		1面 (同) 1回		760円	テニスコート (大師公園に設けるものに限る。)		1面 (同) 1回		750円	
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円
			1回	超過時間30分までごとに	100円			1回	超過時間30分までごとに	100円
	1台	1時間まで	500円	1台	1時間まで	500円				
		1回	超過時間30分までごとに		250円	1回	超過時間30分までごとに	250円		

改正後							改正前							
			中型自動車 大型自動車							中型自動車 大型自動車				
			普通自動車	1台 1回	20分までごとに					普通自動車	1台 1回	20分までごとに		100円
	富士見公園		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに					準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに		400円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。							備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。							
4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。							4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。							

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 令和4年3月24日条例第13号</p> <p>川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の4第1項中「、100分の2」の次に「（富士見公園にあつては、100分の7）」を加え、同項第1号及び第2号中「100分の10」の次に「（富士見公園にあつては、100分の13）」を加える。</p> <p>第6条第1項の表富士見公園の項を次のように改める。</p>		<p>○川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 令和4年3月24日条例第13号</p> <p>川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の4第1項中「、100分の2」の次に「（富士見公園にあつては、100分の7）」を加え、同項第1号及び第2号中「100分の10」の次に「（富士見公園にあつては、100分の13）」を加える。</p> <p>第6条第1項の表富士見公園の項を次のように改める。</p>	
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室

改正後		改正前	
	多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 多目的広場 多目的広場照明施設 駐車場		多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 多目的広場 多目的広場照明施設 駐車場

第6条第2項の表中「バレーボール場」を削り、

第6条第2項の表中「バレーボール場」を削り、

球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に 応じ左欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第1 8条の2第 1項に規定 する指定管 理者が管理	球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に 応じ左欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第1 8条の2第 1項に規定 する指定管 理者が管理
球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4日までの日		球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4日までの日	
球技場放送室					球技場放送室				
球技場テレビ・ラジオ中継室					球技場テレビ・ラジオ中継室				
球技場関係者室					球技場関係者室				
多目的屋内施設会議室					多目的屋内施設会議室				
多目的屋内施設シャワー室					多目的屋内施設シャワー室				

改正後					改正前				
多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室				を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室				を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで			球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで		
」					」				
を「					を「				
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設 会議室 多目的屋内施設 シャワー室	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設に	球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設 会議室 多目的屋内施設 シャワー室	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設に

改正後					改正前				
多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室 多目的広場				あつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室 多目的広場				あつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
球技場照明施設 多目的広場照明施設	午後6時30分から午後10時まで				球技場照明施設 多目的広場照明施設	午後6時30分から午後10時まで			
クラブハウス 関係者室 クラブハウス シャワー	午前9時から午後9時まで				クラブハウス 関係者室 クラブハウス シャワー	午前9時から午後9時まで			
パークセンター シャワー	午前9時から午後10時30分まで				パークセンター シャワー	午前9時から午後10時30分まで			

に改める。

第8条第1項中「有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。）」を「次の表に掲げる有料施設」に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表中「テニ

に改める。

第8条第1項中「有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。）」を「次の表に掲げる有料施設」に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表中「テニ

改正後

スコート（」の次に「富士見公園及び」を、「テニスコート照明施設」の次に「（富士見公園に設けるものを除く。）」を加え、バレーボール場の項及び相撲場の項を削り、同表水泳プールの項中「同」を「4時間以内」に改め、同表備考第1項中「料金」の次に「（以下「入場料等」という。）」を加え、同表備考第2項中「その他これに類する料金」を「等」に改める。

第8条の2第1項を次のように改める。

第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第8条の2第3項の表中「その他これに類する料金」を「等」に、

テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）		1面 1回	(同)	<u>760円</u>
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車 1台 1回	1時間まで	200円
			超過時間30分までごとに	100円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
			超過時間30分までごとに	250円

を「

改正前

スコート（」の次に「富士見公園及び」を、「テニスコート照明施設」の次に「（富士見公園に設けるものを除く。）」を加え、バレーボール場の項及び相撲場の項を削り、同表備考第1項中「料金」の次に「（以下「入場料等」という。）」を加え、同表備考第2項中「その他これに類する料金」を「等」に改める。

第8条の2第1項を次のように改める。

第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第8条の2第3項の表中「その他これに類する料金」を「等」に、

テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）		1面 1回	(同)	<u>750円</u>
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車 1台 1回	1時間まで	200円
			超過時間30分までごとに	100円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
			超過時間30分までごとに	250円

を「

改正後						改正前					
テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回	(同)	1,100円	テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回	(同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)		6,600円			入場料等を徴収する場合	同 (同)		6,600円
	大師公園	同 (同)		<u>760円</u>	大師公園	同 (同)		<u>750円</u>			
テニスコート照明施設 (富士見公園に設けるものに限る。)			同 (同)		600円	テニスコート照明施設 (富士見公園に設けるものに限る。)			同 (同)		600円
相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内)		<u>5,090円</u>	相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内)		<u>5,000円</u>
		入場料等を徴収する場合	同 (同)		<u>30,540円</u>			入場料等を徴収する場合	同 (同)		<u>30,000円</u>
	個人利用	1人 1回	(2時間以内)		18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	個人利用	1人 1回	(2時間以内)		18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	

改正後					改正前						
クラブハウス関係者室		1回（1時間以内）		1,600円	クラブハウス関係者室		1回（1時間以内）		1,580円		
クラブハウスシャワー		1箇所 1回	（5分以内）		100円	クラブハウスシャワー		1箇所 1回	（5分以内）		100円
パークセンターシャワー		同（同）		100円	パークセンターシャワー		同（同）		100円		
多目的広場	全面利用		1回（1時間以内）		6,000円	多目的広場	全面利用		1回（1時間以内）		6,000円
	3分の1面利用		同（同）		2,000円		3分の1面利用		同（同）		2,000円
	6分の1面利用		同（同）		1,000円		6分の1面利用		同（同）		1,000円
多目的広場 照明施設	全面点灯		同（同）		1,200円	多目的広場 照明施設	全面点灯		同（同）		1,200円
	3分の1面点灯		同（同）		400円		3分の1面点灯		同（同）		400円
	6分の1面点灯		同（同）		200円		6分の1面点灯		同（同）		200円
駐車場	大師公園	普通自動車	1台	1時間まで	200円	駐車場	大師公園	普通自動車	1台	1時間まで	200円
			1回	超過時間30分までごとに	100円				1回	超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台	1時間まで	500円			準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台	1時間まで	500円
			1回	超過時間30分までごとに	250円				1回	超過時間30分までごとに	250円

改正後						改正前					
	生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	300円	生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	300円	
			1回	超過時間30分までごとに	150円			1回	超過時間30分までごとに	150円	
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	700円		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	700円	
				超過時間30分までごとに	350円				超過時間30分までごとに	350円	
に改める。						に改める。					
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。</p> <p>3 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定（駐車場（生田緑地に設けるものに限る。）に係る部分に限る。）は、当該規定の施行の日以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、同日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。</p>						<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。</p> <p>3 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定（駐車場（生田緑地に設けるものに限る。）に係る部分に限る。）は、当該規定の施行の日以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、同日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。</p>					